

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・「技能・経験に応じた保育士等の処遇改善（処遇改善等加算Ⅱ）」について
対象職員への発令や職務命令等は、年度途中であっても4月分に遡って支給される予定・1

「技能・経験に応じた保育士等の処遇改善 （処遇改善等加算Ⅱ）」について 対象職員への発令や職務命令等は、年度途中であっても 4月分に遡って支給される予定

本ニュースNo.16-64（平成29年3月27日）では、「子ども・子育て支援新制度 都道府県等説明会」の開催についてお知らせし、平成29年度公定価格（案）で創設される「技能・経験に応じた保育士等の処遇改善」に関する加算（処遇改善等加算Ⅱ）の要件に関する資料等をご案内いたしました。

3月14日の都道府県等説明会の内容に係るQAとして、処遇改善等加算Ⅱに関する内容が、内閣府から各都道府県宛に周知されていますので、以下枠内のとおりお知らせします。

処遇改善等加算Ⅱ QA

問 処遇改善等加算Ⅱについては、対象職員について、発令や職務命令等を行うことが要件となっていますが、4月分から加算を受けるためには、各施設において4月から発令や職務命令等を行う必要があるのか。

答 少なくとも平成29年度においては、発令や職務命令等は、必ずしも4月から行う必要はなく、各施設における加算の対象人数の見込みが明らかとなった後、速やかに行っていたければ結構です。

発令や職務命令等が年度途中（例えば6月）に行われた場合でも、加算額の支給は4月分に遡って行う予定としております。

ただし、これに代わる最低限の何らかの確認を、4月時点で求めるのかについては、その必要性、実現性を含め現時点で検討中。

※文中下線等全保協事務局

4月時点で求められる確認の有無は現時点では明らかではありませんが、内容が判明次第、あらためて本ニュースでお知らせいたします。